

最近、具体的な条文が自民党内で議論されています。戦争の放棄（9条1項）、戦力の不保持・交戦権の否認（同2項）をそのままにし、そのあとに「前項の規定は、我が国を防衛するための必要最小限の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない」という新条項を挿入する案です。

一見、現状を追認するだけのように見えるこの規定は、次の3つの危険をもちます。

#### ★9条2項の空文化

第1に、これは、戦力の不保持・交戦権の否認を定めた9条2項を削除するのと同じです。新条項は、9条2項の例外として挿入されるので、2項が自衛隊に及ばないことになるからです。たしかに、「我が国を防衛するための必要最小限度」という部分は、戦力拡大に歯止めをかけるかに見えます。しかし、その言葉はいかにも曖昧です。どここの国でも、軍隊は防衛のための必要最小限度なのであり、いったん憲法に定められれば、普通の軍隊をもつものと変わりなく、まさに戦力の保持を認めることになります。現行憲法では集団的自衛権は認められてはいませんが、我が国の防衛には必要ということで、無限定の集団的自衛権の行使も認められます。

#### ★社会の軍国主義化

第2に、憲法改正の国民投票により、自衛隊という軍隊に民主的正統性が与えられます。しっかりした軍隊をもち、諸外国に軍事力を誇示することが日本国民の意思と見られるのです。政府は、軍隊をしっかりしたものにするために、自衛隊の活動範囲を広げ、防衛費を増やし、軍需産業を育成し、武器輸出を推進し、自衛官の募集を強化し、国防意識を教育現場で強制し、大学等の研究機関に対して学問技術の協力を要請するなど、高度国防国家へと進むでしょう。まさに、それを選択したのは国民自身であり、社会のすみずみまで軍国主義化していきます。

#### ★国防のための人権制約

第3に、人権が国防目的で容易に制限されます。新条項には「わが国を防衛するため」、すなわち国防という言葉が使われています。現行憲法は、議論はありますが「公共の福祉」による人権制約を認めています。ただ「公共の福祉」という言葉は曖昧なので、人権を制約する際には、その内容を具体的に明らかにしなければなりません。ですから、現状の平和主義憲法の下では、そこに「国防」を容れて理解することは困難です。ところが、新条項は「国防」という概念を憲法で明記し、大切なものと認めています。その結果、「国防」の名のもとに、思想が統制され、言いたいことが言えず、学問研究や宗教も国防の犠牲になり、国防のために逮捕・拘留される・・・そういう自由が抑圧される国へと向かうでしょう。

#### ★自衛隊という名の「軍隊」

こうしてみると、新条項の狙いは、要するに、安保法（戦争法）の違憲の疑いをなくし、世界で自由に自衛隊を実質的な軍隊として使えるようにすることです。しかしこのようにして、憲法の非暴力平和主義の理想を捨て去ってもよいのでしょうか。自衛隊を明記した後のことについて、想像力を働かせる必要があります。改憲に賛成する政治家たちは、「何もかわりません。現状のままです」と、改憲への国民の戸惑いをぬぐい去るための「お試し改憲」のように言うかもしれません。しかし、新条項は、先に見たように自衛隊という名の軍隊をもてるようにするものであり、9条の実質的な全面廃止であって、お試し改憲などではありません。その意味で、現状を変えないニュアンスの「加憲」という表現は適切ではありません。自衛隊員は災害救助で頑張っているのに、という感情論に流されてはならないのです。

(2017.11.23 新婦人しんぶん 伊藤真のワクワク憲法塾より)

文責：岐阜・九条の会 (吉田隆)